

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教 育 学 ）	氏名	戸 田 まり
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
論 文 題 目			
対人情報解釈の向上をめざすプログラムの開発 —あいまい状況での意図解釈を中心に—			
論文審査担当者			
主 査	教 授	森 敏 昭	
審査委員	教 授	井 上 弥	
審査委員	教 授	青 木 多寿子	
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、円滑な人間関係を営むのに不可欠な認知の転換を促す教育プログラムの開発を行ったものである。対人情報解釈の際にあいまいで不確かな情報に基づいて他者を否定的に判断する判断の偏りがしばしば見られ、いじめや集団間の抗争などの望ましくない事態を引き起こす一因ともなっている。しかし、そうした偏った対人情報解釈の発達過程やそれに関係する要因、それを回避するための効果的な指導法についてはあまり検討されていないのが現状である。そこで本論文では、対人情報に関して個々人が持っているデータベースを拡充することで、そうした望ましくない事態を引き起こす対人情報解釈の偏りを抑制することができるのではないかという研究仮説を設定し、対人情報解釈の発達の過程の実態を捉えた上で、短絡的で偏った対人認知情報解釈を自制する力の育成をめざすプログラム開発を行っている。</p> <p>本論文は4つの章から構成されている。</p> <p>第1章では、対人情報の解釈が不正確になる原因は、情報処理の迅速さを優先するヒューリスティックスの偏用と批判的思考の欠如にあるのではないかと論じている。また、理論的検討に加え、現在学校で実施されている種々のコミュニケーション能力育成プログラムは、行動面の変容を目指すものが多く、他者の行動の意図を判断する際の柔軟な対人解釈能力を育成するプログラムとしては不十分であるという問題点を指摘している。</p> <p>第2章では、2つの研究を行い、他者の行動の判断に関する発達的变化について実証的に検討している。研究1では想定場面を用いて小学校5年から高校2年までの対人情報解釈の発達的变化を調べ、思春期にあたる中学1年で解釈のゆがみが最大になることを示している。研究2では専門学校生と大学生を対象にその後の年齢段階における変化を調査し、関係性に被害を受ける場合は年齢が高くなっても他者の敵意を疑いやすいことを明らかにし、そうした傾向は</p>			

他人の気持ちを想像することの困難さや、新しい情報を取り入れようとしない批判的思考態度の欠如と結びつくことを示している。さらに、年齢にかかわらず、あいまいな状況下では他者の敵意を疑うことが直接怒りの表明や攻撃に結びつきやすいことも示唆している。

第3章では、認知の転換を促すプログラムの開発と評価を行っている。研究3では想定場面を用いて、あいまいで敵意帰属しがちな状況において多様な視点を取ることを学習するプログラムを開発している。多様な視点や可能性を思いつけない原因は、人間関係に関する知識のデータベースの乏しさにあることが推測される。そこで想定場面を提示し、多様な可能性を数多く産出することで多様な視点に気づきやすくなることを促すプログラムを開発・実施し、個別に課題に取り組むよりもグループで協同的に話し合う形式の方が回答の量も質も改善されることを実証している。また、プログラムへの参加によって批判的思考態度の一側面が上昇することも実証している。研究4ではプログラムの構成を精選し、課題の視覚的呈示を行う形式に改良することで、グループでの交流が回答の産出数を増加させ内容の多様性を高める効果があることを実証している。さらに、この改良によって、7割以上の回答者が自らの考え方や発想を新たに見つめ直す機会としてとらえるようになることも明らかにしている。

第4章では、以上の実証的研究で得られた知見に基づき、動機づけから始まる5部構成からなるプログラムの有効性について総括し、本論文で開発・評価したプログラムは、考え方の方角について足場づくりを行った上で小集団での協同的な活動を行うところに特色があり、そのことが人間関係についてのデータベースの拡充と視点の転換を促進したのではないかと論考している。

本論文は、以下の3点において高く評価することができる。すなわち、(1)思春期前後に対人情報解釈が歪みやすいという発達的变化を明らかにし、関係性への被害を受けた場合に、青年期後期であっても対人情報解釈が歪みやすいことを実証したこと、(2)このような傾向を抑制するために、あいまいな情報に基づいて他者を否定的に決めつけないことを促す新たなプログラムを開発したこと、(3)開発したプログラムの有効性を検証することで、効果的な生徒指導の方法についての示唆を提示したこと、の3点である。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与されるに十分な資格があるものと認められる。

平成 27 年 2 月 17 日